



会 合 (46年6月～7月) (かっこ内は出席者数)

新旧理事会 46.6.10 (12) **議題** 1. 1971年度理事の件 2. 「理事会・常務理事会」の件 3. 総会議案の確認 4. 法人化の基金募集状況と今後の方針 5. 研究部会の経過報告 6. 研究部会の資料会員制度について 7. 大西記念文献賞の今後の問題 8. 入退会の件 9. 1972年度 IFORS の論文の件 10. 学術会議の議員推薦の件

理事会 46.7.8 (13) **議題** 1. 中部支部の規約の一部改訂の件 2. 常務理事(幹事)・委員会の職務分担の件 3. 常務理事会の設置の件 4. 授賞委員会の設置の件 5. 研究普及委員会の設置の件 6. 委員長・委員および幹事の委嘱の件 7. 法人化の件 8. IFORS-TIMS 準備委員会の活動開始の件 9. 会計情報システム・セミナー共催の依頼の件 10. 入退会の件 11. その他

評議会 46.6.1 (26)

大会準備委員会 46.6.8 (9)

広告委員会 46.6.5 (3); 46.7.28 (3)

研究専門委員会 46.6.9 (5); 46.7.7 (8)

IAOR 委員会 46.6.22 (3)

OR金曜サロン 46.6.18 第21回“PPBS” (10)

刊行物委員会 46.7.23 (11)

組織委員会 46.7.26 (5)

会計幹事会 46.6.1 (4)

研究専門委員会幹事会 46.6.5 (2)

刊行物幹事会 46.7.16 (12)

庶務幹事会 46.7.21 (8)

研究部会 (46年3月～7月) (部会報告書提出済のもののみ)

数理計画 (MP) 46.5.17 (12)

組合せ理論 46.4.23 (7); 46.5.28 (6); 46.6.18 (10)

待ち行列 46.3.13 (7); 46.3.27 (9); 46.4.10 (8); 46.4.24 (12); 46.5.8 (10); 46.5.22 (7); 46.6.5 (9)

設備投資・取替計画の経済計算 46.6.11 (7); 46.7.9 (10)

DP 46.7.20 (6)

入退会 (46年5月14日より7月7日まで・6月10日, 7月9日理事会にて承認)

入 会

〔通常会員〕

浅田秀雄 (東北電力)・皆川 保 (東北電力)・山本邦雄 (日本電子開発)・金子敬生 (中大・商)・川西 宏 (日本電気)・谷村広夫 (鉄興社)・William Henderson (Adelaid Univ.)・林 吉郎 (貿易研修センター)・細井栄一郎 (日本 IBM)・高田あけみ (東芝)・根元良子 (東芝)・武子貞一 (パソフィックコンサルタンツ)・佐々木浩二 (日立)・佐々木秀夫 (日立)・斎藤雄志 (電力中研)・多喜正城 (大阪大)・加藤和幸 (東芝エンジニアリング)・三宅健一郎 (東芝)・菱川邦英 (日本オイルシール)・八田孝夫 (沖電気)・市川邦彦 (上智大)・山崎晴明 (沖電気)・永井靖郎 (建設省土木研究所)・堂野前繁 (日本 IBM)・富田 努 (日本道路交通情報センター)・金満 植 (早大)・植松俊夫 (統数研)
(以上27名)

〔学生会員〕

久富尚一 (名工大)・清水栄吉 (南山大)・八星礼剛 (早大)・安西祐一郎 (慶大)・西村康一 (成蹊大)・杉本隆重 (工学院大)・内田保雄 (法政大)・小沢善雄 (東大)・大江秀和 (名工大)・大岡泰二 (京大)・大橋建明 (京大)・大本棟弘 (京大)・秋山博昌 (法政大)・井津裕志 (法政大)・広島 稔 (広島大)・花井宏己 (大阪大)・田中勝英 (法政大)・宮田 操 (名工大)・前野清豪 (東工大)・河南行夫 (東工大)・宮沢政清 (東工大)・石原辰雄 (東工大)・坂内広蔵 (東工大)・林 滋 (東工大)
(以上24名)

〔賛助会員〕

大成建設株式会社 (以上1社)

退 会

植木 繁・佐藤芳郎・影山星二・中山陽一・三宅正治・松縄 淳・山本敏夫・後藤宗弘・水間繁敏・小田 学・坂野 進 (以上11名)
日本エヤーブレーキ株式会社 (以上1社)

各種委員会・幹事会紹介 (1971年度)

○刊行物委員会

“JORSJ”および『経営科学』の充実と、報文集などの発刊に努力し、会員諸氏のご要望に応えたいと思っている。

委員長 青山博次郎

副委員長 竹内 啓

委員 浅野長一郎・岸 尚・刀根 薫・中村義作
・三上 操・三根 久・本告光男・森村英典・矢部 真・柳井 浩・渡辺 浩

幹事長 原 亨

幹事 金子 豊・粥川浩平・小池将貴・神品光弘
・反町迪子・高橋隆男・中川友康・成久洋之・宮嶋 勝・吉田 裕

○研究普及委員会

学会活動のなかで、研究活動と普及活動のもつ意義が大きいことはいうまでもありません。

今回、研究普及理事の設置を機に、従来からあった研究専門委員会を発展解消し、新たに研究普及委員会をもうけるとともに、活動の範囲を広げて、研究活動(研究、研究発表、報文集発刊)、普及活動(講演会、講習会、広報)を担当することになりました。

委員会の仕事としては、当面、研究部会へのサポート、月例講演会の運営が中心になると思われますが、将来は研究部会の成果をもとにしたモノグラフの発刊、シンポジウムの開催などを予定しています。会員のみならずからのご提案やご意見を切に望む次第です。

委員長 森口繁一

理事 竹内 啓・刀根 薫

委員 西野吉次・矢部 真・本告光男・原 亨・小田部斉・森村英典・真壁 肇・伊理正夫

幹事 古林 隆・粥川浩平・高橋隆男・古川浩一
・安田八十五

○IAOR委員会

IAOR (International Abstracts on OR) は、国際OR学会連合 (IFORS) で発行されているOR関係の文献抄録を載せた雑誌であり、わが国からも、経営科学、JORSJをはじめ主要な学術雑誌のOR文献の抄録を作成し掲載している。IAORは年6冊、日本OR学会を通して年間800円という安い値段で購読できるにもかかわらず、あまり利用されていないので、もっと会員各位で利用していただ

くことを期待している。

OR学会では、9人のメンバーが文献を調べ、アブストラクターに依頼し、チェックのうえでIAOR編集部に送る作業をしている。すでに10巻を終えたIAOR誌は約1万編の論文・図書・政府刊行物の抄録が載せられており、日本からのものは、10巻のみで80編になっている。

委員長 森口繁一

委員 出居 茂・梅沢 豊・古林 隆・中川友康
・橋田 温・松崎功保・森清 堯・若杉敬明・末次正芳

○表彰委員会

当委員会の主たる仕事は、大西記念文献賞の候補論文を選考することであり、委員長も含めて11名の委員で構成されている。同文献賞は若い方々(原則として40歳未満の当学会会員)のOR研究のすぐれた業績をたたえるとともに、OR研究の1つの刺激にもなればと願っているものである。

さらに当委員会は、大西文献賞以外の各種の研究成果表彰機関に対して、本学会が推薦母体となって推挙すべき論文の候補を選考することもその任務になっている。会員各位からも、こうした論文を考慮すべしといったご注意をいただければ幸いである。

委員長 宮沢光一

委員 近藤次郎・西野吉次・原野秀永(幹事兼任)
・三上 操・三根 久・森口繁一・森村英典・矢部 真・横井 満・横山 保

○広告委員会

本委員会は、学会誌に掲載する広告に関する業務を行なう目的で、昨年度はじめて設けられたものである。本年度の活動方針としては、①会員に役立つ情報を提供する、②広告の定着化をはかる、③地方に本拠のある企業の広告も積極的に取り入れる。

このため、幅広い業種を対象としていきたい。企業が好んで広告を出すようになるために、会員の積極的利活用をお願いしたい。

委員長 大前義次

委員 池浦孝雄・小田部斉・小笠原暁・権藤 元
・高橋隆男・牧野都治・本告光男

○IFORS委員会

1975年度に、わが国でIFORSとTIMSの合同会議を開催する意欲のもとに、目下両方の本部に働きかけを行なっております。来春2月ごろまでには白黒の結果が判明するはずですが、決定次第本委員会も活動を本格化したいと思っています。目下関

係事項を調査することに精をだしています。

委員長 西野吉次

委員 原野秀永・出居 茂

○会員増強委員会

われわれの学会は、発足後まだ日が浅く、そのため学会の活動内容が必ずしも一般によく知れわたっていないうらみがある。とくに最近、多くの企業内において経営の科学化に対する要望がたかまり、OR的接近の必要性が痛感せられておりながら、学会会員の伸びが必ずしも十分でない。これは、当学会としてみれば財政的に非常に苦しい立場にたたされることであり、さらに国家的立場にたてば、きわめて大きな損失といわなければならない。当委員会は、その名の示すとおり、会員の増強を目的とするものであるが、当面は倍増を目標に進む所存である。しかし、各委員とも特別の策があるわけではない。会員各位のお知恵をおかりして、目標の実現をはかりたいと思っている。ご協力を切にお願いする次第である。

委員長 嶋田正三

委員 柏井澄夫・奥平耕造

○組織検討委員会

組織検討委員会はつぎの3課題を追及中である。

1. 流動的に拡大していくORの対象領域に適応するための合理的な学会の組織の形成と運用。
2. 評議員および役員の機能的でかつ合意的な選出方法。
3. 上記の2件の改革および法人化にともなう会則の変更についての検討。

委員長 松田正一

委員 小田部育・川野幸三郎・斎藤嘉博・三浦宏文・柳井 浩・若山邦紘・渡辺 忠

○法人化委員会

委員長 後藤正夫

副委員長 武田行松

委員 今村和男・井上洋一・菅波三郎・千住鎮雄・西野吉次・森口繁一・寺崎 実

○会計幹事

河越康全・福川忠昭・佃 純誠

○渉外幹事

出居 茂・川瀬武志

○庶務幹事会

常務理事 西野吉次・森村英典・小笠原暁

幹事長 川野幸三郎

幹事 森清 堯・柳井 浩・柳沢 滋・若山邦紘・渡辺 忠

日本OR学会会則の一部改訂および補足（1971年度総会にて議決）

章 条	現 行	改 正 案
第 3 章		
第 8 条	2) フェローは理事会の推薦にもとづき、フェローの同意を得て承認される。	フェローは理事会の推薦にもとづき、フェロー会議において承認される。
第 9 条	4) 総会に出席し、投票に参加すること。	総会に出席し、議決に参加すること。
第 10 条	1) フェローおよび通常会員は年額 3,000 円、学生会員は年額 1,500 円の会費を納入すること、入会の際には通常会員 1,000 円、学生会員 500 円の入会金を納入することとする。	フェローおよび通常会員は年額 3,600 円、学生会員は年額 1,800 円の会費を納入すること、入会の際には通常会員は 1,000 円、学生会員は 500 円の入会金を納入することとする。
	2) 賛助会員は年額 1 口以上の会費を納入することとし、1 口は 40,000 円とする。	賛助会員は年額 1 口以上の会費を納入することとし、1 口は 50,000 円とする。
第 11 条	本会を退会しようとする者は、その旨理事会に申し出て、その承認を受けるものとする。 会員で会費を滞納し、又本会の名誉を傷つける行為をするときは、理事会の決議により除名されることがある。	本会を退会しようとする者は、その旨理事会に申し出て、その承認を受けるものとする。 会員で会費を滞納し、あるいは本会の名誉を傷つける行為をするときは、理事会の決議により除名される。
第 4 章	役 員	役員、委員および幹事
第 12 条	本会には次の役員をおくこととする。 1) 会 長 1 名 2) 副 会 長 7 名以内 3) 常務理事 若干名 4) 理 事 30 名以内 5) 監 事 2 名 6) 評 議 員 150 名以内	本会には次の役員をおくこととする。 1) 理 事 30 名以内 (会長・副会長・常務理事を含む。) 2) 監 事 2 名 3) 評 議 員 150 名以内
第 13 条	3) 理事および監事は評議員により評議員の中から選出される。 但し、評議会が必要と認めた場合は名誉会員およびフェローの中から理事を選出することができる。	理事および監事は評議員により会員の中から選出される。
	4) 評議員は会員の選挙により総会において選出する。	評議員は会員の選挙により選出される。
	5) 学生会員は役員になる資格を有しない。	学生会員は役員選挙権ならびに被選挙権を有しない。
第 15 条	6) 役員は評議会を構成し、第 20 条に定める事項を審議する。	評議員は評議員会を構成し、第 20 条に定める事項を審議する。
	7) フェローは理事会を構成し、第 24 条に定める事項を審議する。	7) フェローはフェロー会議を構成し、第 24 条に定める事項を審議する。
	8) 常務理事はこの会議を補佐する。	8) 常務理事はこの会議を補佐する。
第 16 条	役員、委員および幹事の任期は次の通りとする。 1) 会長、副会長、常務理事、監事、評議員、刊行物委員および幹事の任期は 1 年とし、重任を妨げない。	役員、委員および幹事の任期は次の通りとする。 1) 会長、副会長、常務理事、監事、評議員、刊行物委員および幹事の任期は 1 年とし、重任を妨げない。

章 条	現 行	改 正 案
第 5 章	<p>理事の任期は2年とし、毎年その半数を改選する。</p> <p>評議員の中から選出された理事は、その任期中評議員の地位を失わない。</p> <p>理事は重任できないものとする。</p> <p>但し評議会の承認を得た場合には3名以内に限り理事の重任を認めることができる。</p> <p>理事および監事に欠員を生じた場合は、第13条3項の手続きにより、補充することができる。</p>	<p>2) 理事の任期は2年とし、毎年その半数を改選する。</p> <p>3) 理事は重任できないものとする。</p> <p>但し評議員会の承認を得た場合には3名以内に限り理事の重任を認めることができる。</p> <p>4) 理事および監事に欠員を生じた場合は、第13条3項の手続きにより補充することができる。</p>
第 18 条	<p>本会の会議を総会、評議会、理事会とする。</p>	<p>本会の会議を総会、評議員会、理事会、フェロー会議とする。</p>
第 19 条	<p>定期総会は年1回開かれ次の事項を審議するものとする。</p>	<p>総会は次の事項を審議承認するものとする。</p>
第 20 条	<p>1) 評議員の選出</p> <p>2) 会則の変更</p> <p>3) 事業計画および予算、事業報告および決算の承認。</p> <p>理事会が必要ありと認める時、および会員の5分の1以上が請求する時には会長は臨時総会を招集する。</p>	<p>1) 会則の変更</p> <p>2) 新役員、事業計画および予算、事業報告および決算の承認。</p> <p>3) 定期総会は年1回開かれる。</p> <p>4) 理事会が必要ありと認める時、および会員の5分の1以上が請求する時には会長は臨時総会を招集する。</p>
第 21 条	<p>評議会は少くとも年2回開かれ、次の事項を含めた本会の運営全般についての重要事項を決定する。</p>	<p>評議員会は少くとも年2回開かれ、次の事項を含めた本会の運営全般について重要事項を決定する。</p>
第 22 条	<p>理事会は必要の都度会合を行ない、総会の承認に基づき会務を執行する。緊急の場合理事会に必要な事業およびこれに伴う支出をなすことができる。ただし次回の総会の承認を得なければならない。</p>	<p>理事会は必要の都度会合を行ない、総会の承認に基づき会務を執行する。緊急の場合理事会は本会に必要な事業およびこれに伴う支出をなすことができる。ただし次回の総会の承認を得なければならない。</p>
第 23 条	<p>前会長、フェローおよび支部長は理事会および評議会に出席し、意見を述べる事ができる。</p>	<p>前会長、フェローおよび支部長は理事会および評議員会に出席し、意見を述べる事ができる。</p>
第 24 条		<p>フェロー会議は新フェローの承認を行なう。</p>
第 25 条		<p>支部長は理事会および評議員会に出席し意見を述べ議決に参加することができる。</p>
第 6 章	<p>第24条</p> <p>第25条</p>	<p>第26条</p> <p>第27条</p>
第 7 章	<p>第26条</p>	<p>第28条</p>
第 8 章	<p>地方支部の事業計画 および 予算は総会の審議を経るものとする。</p>	<p>地方支部の事業計画および予算、事業報告および決算は理事会の承認を経るものとする。</p>
第 9 章	<p>第27条</p> <p>第28条</p>	<p>第29条</p> <p>第30条</p>
附 則		<p>附則リ</p> <p>この会則は1971年6月17日より施行する。但し、第10に関しては1972年4月1日より施行する。</p> <p>1971年6月17日一部改訂した。</p>